

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳥福祉会（以下「法人」という。）の定款
21条に基づき役員の報酬について規程するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 役員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規
程によるものとする。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、そ
の出席1日につき、5,000円を支給する。なお、書面又は電磁的記録に
より同意の意思表示がなされた場合についても、同様とする。
2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を
支給する。

(役員報酬の支払)

第5条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

この規程の改正は、平成29年4月1日から実施する。